

◇ ゴルフ会員権の損益通算

Q : 平成17年度の税制改正では、ゴルフ会員権の損益通算ができなくなるのではといわれていましたが、どうなりそうですか。

A : 今年の改正では見送られそうです。

【解説】

昨年の税制改正では、土地建物の損益通算規制が盛り込まれ、非難ゴウゴウでしたが、その当時から「次はゴルフ会員権」と専らうわさされ、今年は間違いなく改正されるだろうと注目を集めていました。

といいますのは、政府税調答申で「譲渡所得の基因となる資産のうちゴルフ会員権など一般に生活に通常必要でない」と認められる資産に係る損益通算のあり方について、実態を踏まえつつ検討を加えるのが必要」と指摘されており、土地建物の次はゴルフ会員権だとみられていたからです。

しかし、財務省では、土地建物の損益通算規制は譲渡益は分離課税になるにもかかわらず譲渡損は総合課税になるというおかしな税体系であったので是正をしたにすぎないとのことで、ゴルフ会員権については、現状では、生活に通常必要な資産とされているため譲渡損失の計上が認められており、生活に通常必要な資産かどうかの議論は要するが、早急に改正しなければならないということではないということでした。

とはいえ、答申でゴルフ会員権の譲渡損の損益通算の是正が謳われていることは事実で、今後の動向等を見守っていく必要があります。

